

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 号

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成 1 5 年上尾市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 6 条第 1 号の規定による指定の基準）

第 3 条 条例第 6 条第 1 号の規定による指定は、予定建築物（開発区域内において予定される建築物をいう。以下この項において同じ。）の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 当該指定に係る土地の区域及びその周辺の地域において、当該指定に係る予定建築物を建築する目的で行う開発行為のため、新たな公共施設の整備の必要が生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 市の区域のうち、当該指定に係る土地の区域を除くその他の区域において、当該指定に係る予定建築物を建築する適当な土地がないと認められること（市長が市の振興を図るため、特に必要があると認める場合を除く。）。
- (3) 当該指定に係る土地の区域の面積が 2 0 ヘクタール未満（市長が特に必要があると認める場合にあつては、市長が認める面積）であること。
- (4) 当該指定に係る予定建築物の用途が、次に掲げるもののいずれかであり、市長が別に定める方針に則したものであること。

ア 流通業務施設

イ 工業施設

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第 6 条第 1 号の規定による指定に係る土地の区域を含む市の区域内に現に同号の規定による指定がされている土地の区域（以下この項において「指定済みの区域」という。）がある場合に

においては、当該指定に係る土地の区域の面積に当該指定済みの区域の面積の合計を加えた値が20ヘクタール（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が認める面積）未満の場合でなければ、同号の規定による指定は、行わないものとする。ただし、当該指定済みの区域において建築されている建築物の敷地（建築物と一体的に利用する駐車場等を含む。）の面積の合計が当該指定済みの区域の面積の10分の8以上を占める場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書に規定する場合における第1項第3号の規定の適用については、同号中「20ヘクタール」とあるのは、「20ヘクタール（次項に規定する指定済みの区域において同項に規定する建築物の敷地以外の土地がある場合においては、20ヘクタールからその面積（その面積が20ヘクタールを超える場合にあっては、20ヘクタール）を減じた値）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に申請される開発行為の許可について適用し、同日前に申請された開発行為の許可については、なお従前の例による。